

毎月第3金曜日は川西市の『人権デー』です

今月は「犯罪被害者の人権」について考えてみましょう。

11月25日～12月1日は犯罪被害者週間です

誰もががある日突然、犯罪等に巻き込まれるおそれがあります。

犯罪被害者とその家族をめぐる問題としては、犯罪等により犯罪被害者が直接害を被った後に、うわさ若しくは中傷又はインターネットでの拡散、マスメディアの報道等により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害といった**二次被害**があります。

犯罪被害者やその家族が再び平穏な生活を取り戻すためには、身近な方や地域の方、犯罪被害者等を雇用する事業者などの理解と寄り添う気持ちが大切です。また、周りの方が励ましのつもりでかけた言葉が犯罪被害者等を傷つけてしまうことがありますので、十分注意しましょう。

本市では、「**川西市犯罪被害者等支援条例**」を令和2年4月1日に施行し、相談窓口の設置や支援金の支給、日常生活の支援などを通じて、犯罪被害にあわれた方への支援を行っています。

犯罪被害にあった人に、寄り添う気持ちが大切です！



犯罪被害者週間啓発パネル展

犯罪被害にあわれた方に対する市の支援や、その置かれている状況、生活の平穏への配慮の重要性について理解を深めましょう。

- 期間 11月27日(土)～12月3日(金)
- 時間 9:00～17:00
(最終日は16:00まで)
- 場所 市役所1階
市民ギャラリー
- 問合せ 生活相談課
☎072(740)1333

相談窓口	相談内容
川西市犯罪被害者等支援総合相談窓口 犯罪被害者等ホットライン ☎072-740-2050 月～金曜日(祝日等除く) 9:00～17:00	・犯罪被害者や家族の支援に関する相談 ・各種支援制度や関係機関等の紹介
犯罪被害相談員による相談 ☎072-740-2050 原則第2・4月曜日(祝日等除く) 13:00～15:00 市役所2階 市民相談室 (要予約)電話で相談日の前週水曜日までに	(公社)ひょうご被害者支援センター犯罪被害相談員による犯罪被害者や家族が抱える悩みについて情報提供や助言
兵庫県警察本部 被害者支援室(サポートセンター) ☎0120-338-274 月～金曜日(祝日等除く) 9:00～17:45	・犯罪被害給付制度や各種支援制度の相談 ・こころの悩み相談、カウンセリング
公益社団法人ひょうご被害者支援センター(兵庫県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体)	
犯罪被害総合的な相談 ☎078-367-7833 火・水・金・土曜日(祝日等除く) 10:00～16:00	・弁護士や臨床心理士等による相談 ・裁判所や病院等への付き添い ・裁判傍聴等の支援
性暴力被害相談 (ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」) ☎078-367-7874 または #8891 月～金曜日(祝日等除く) 9:00～17:00	・弁護士や臨床心理士等による相談 ・医療費の助成、医療機関への同行支援

総合センター人権啓発ビデオ上映会 無料

11月19日(金)1階視聴覚室

①午前10時～、②午後1時～、③午後4時～

テーマ：女性の人権

作品：「君がいるから」(24分)

◆問い合わせ 総合センター(Tel 758-8398)

特設人権相談 無料

11月19日(金)・12月3日(金)

いずれも午後1時～4時

*人権擁護委員が相談をお受けします。

受付：市役所3階の人権推進課

場所：市役所相談室等

※予約優先(Tel 740-1150)